

国民保護業務計画

平成30年6月

関西電力株式会社

目 次

第1章 総則

第1節 国民保護業務計画策定の目的	1
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針	1
1. 国民保護措置を行う関係機関相互の連携体制	
2. 国民保護措置の実施に関する自主性	
3. 国民保護措置に従事する者および生活関連等施設の管理者、従業員等の安全確保	
第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響	2
1. 国が想定する武力攻撃事態に関する事項	
2. 国が想定する緊急処理事態に関する事項	
3. 関西電力の電力設備および電力供給への影響	
第4節 国民保護業務計画の運用	4
1. 他の計画等との関連	
2. 国民保護業務計画の修正	
第5節 用語の定義	4
1. 武力攻撃	
2. 武力攻撃事態	
3. 武力攻撃予測事態	
4. 武力攻撃事態等	
5. 武力攻撃災害	
6. 緊急処理事態	
7. 国民保護措置	
8. 緊急対処保護措置	
9. 生活関連施設等	
10. 危険物質等	
11. 武力攻撃原子力災害	
12. 原子力事業者防災業務計画	
13. 原子力防災管理者	

第2章 実施体制

第1節 本店における実施体制	6
1. 対策組織	
2. 対策組織の設置および閉鎖	
3. 権限の行使	
4. 動員	
5. 指令伝達および情報連絡の経路	
第2節 地域における実施体制	7
第3節 社外機関との協調	7
1. 国、地方公共団体等との協調	
2. 他電力会社等との協調	

第3章 平素からの備え

第1節 国民保護措置に関する教育・訓練	8
1. 教育	
2. 訓練	
第2節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置	8
第3節 情報の収集・連絡	8
第4節 全般的な事前措置	9
1. 電力の安定供給機能の確保	
2. 通信設備の確保	
3. 非常用電源設備の整備	
4. コンピュータシステムの整備	
5. 水防・消防に関する施設および設備等	
6. 石油等の流出により災害を防止する施設および設備等	
7. その他災害復旧用施設および設備	
8. 復旧用の資機材等の確保、整備および備蓄	

第4章 武力攻撃事態等への対処

第1節 通報・連絡	11
1. 通報・連絡の経路	
2. 通報・連絡の方法	
第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡	11
1. 情報の収集、報告	
2. 情報の集約	
3. 通話制限	
第3節 武力攻撃災害時における広報および情報提供	12
1. 広報活動	
2. 広報の方法	
第4節 要員の確保	13
1. 対策組織要員の確保	
2. 復旧要員の広域運営	
第5節 復旧用資機材等の確保	13
1. 調達	
2. 輸送	
3. 復旧用資機材等の置場等の確保	
第6節 国、地方公共団体、自衛隊等の応援要請	14
第7節 生活関連等施設の安全確保措置	14
1. 生活関連等施設に共通する安全確保措置	
2. 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置	
3. 石油コンビナートに立地する火力発電所等の安全確保措置	
第8節 武力攻撃原子力災害への対処	15
1. 武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外）	

2. 原子力発電所の運転停止	
第9節 電力の安定供給に関する措置（国民生活の安定に関する措置）	17
第10節 応急の復旧	17
第5章 武力攻撃災害の復旧に関する措置	
第1節 復旧に関する措置	17
第2節 復旧計画	17
第3節 復旧順位	18
第6章 緊急対処保護措置の実施	
第1節 緊急対処保護措置の実施	18
別表1	19
1. 対策組織の構成	
2. 構成班の分掌事項	
別表2 指令伝達、情報（通報）連絡経路	21

第1章 総則

第1節 国民保護業務計画策定の目的

この国民の保護に関する業務計画（以下、「この計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下、「国民保護法」という。）第36条第1項および第182条第2項の規定に基づき、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）の業務に関し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下、「国民保護措置」という。）の内容および実施方法その他必要な事項のほか、緊急処理事態における緊急対処保護措置の実施に関する必要な事項を定め、これらの措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針

関西電力は、この計画において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下の基本方針を定める。

1. 国民保護措置を行う関係機関相互の連携体制

国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえつつ、武力攻撃事態等における特有の事項についても対応できるよう、平素から国および地方公共団体等の関係機関相互の連携体制の整備に努める。

2. 国民保護措置の実施に関する自主性

国民保護措置の実施については、国および地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に応じて自主的に判断する。

3. 国民保護措置に従事する者および生活関連等施設の管理者、従業員等の安全確保

国民保護措置の実施については、国および府県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報を把握するとともに、緊急時における連絡および応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者への安全確保に十分に配慮する。また、国および府県から生活関連等施設に対する安全確保措置の実施を要請された場合は、安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を国および府県から入手する等により、施設の管理者および施設に従事す

る者への安全確保に十分に配慮する。

第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響

1. 国が想定する武力攻撃事態に関する事項

国民の保護に関する基本指針においては、武力攻撃事態として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4類型が示されている。

この計画においては、国民の保護に関する基本指針で示されている全ての武力攻撃事態を対象として国民保護措置を実施するが、武力攻撃の手段、規模、パターン等により事態の推移や被害状況等が異なることから、次の表に掲げる点に留意するものとする。

類 型	留 意 点
着上陸侵攻	事前準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。 また、広範囲にわたる武力攻撃災害が想定されるため、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
ゲリラや特殊部隊による攻撃	ゲリラや特殊部隊の危害が、住民に及ぶ恐れがある地域においては、都道府県、市町村（消防機関を含む）、都道府県警察、海上保安庁および自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地等に移動させる等の対応を行う。 事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長もしくは都道府県知事の退避の指示または警戒区域の設定等、状況に応じた措置を行うことが必要である。
弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって、被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
航空攻撃	攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標値を限定せずに、屋内への避難措置等を広範囲に指示する必要がある。 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる生活関連等施設に対して攻撃の恐

	れがある場合は、被害が拡大する恐れがあるため、当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。
--	---

2. 国が想定する緊急処理事態に関する事項

国民の保護に関する基本指針においては、緊急処理事態として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定されており、この計画においても、次の4事態例を対象として緊急対処保護措置を実施するものとする。

(攻撃対象施設等による分類)

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・原子力発電所等、ダムの破壊
- ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・危険物積載船への攻撃

②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

(攻撃手段による分類)

③多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

④破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来

3. 関西電力の電力設備および電力供給への影響

関西電力は、電気事業法等の関連する法律に基づき、発電所および電力流通設備を運用し、電力の安定供給に努めている。

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施においては、電力の供給力確保（電力融通、代替電源の立上げ、需要調整等）のための措置、生活関連等施設の安全確保措置等を迅速かつ的確に行い、電力の安定供給に最大限努めるものの、供給力の確保が事態の緊迫のため時間的あるいは物理的に困難となり、結果的に供給支障が生じる場合がある。また、武力攻撃事態の状況によって、供給支障が生じる地域は、武力攻撃災害より被災した当該地域と異なる場合も考えられる。

なお、武力攻撃災害発生後における応急の復旧に当たっては、復旧要員の安全確保の観点から長時間を要する場合がある。

第4節 国民保護業務計画の運用

1. 他の計画等との関連

この計画は、国民保護法、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下、「事態対処法」という。）および防災に関する災害対策基本法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、原子力災害特別措置法、その他関連法令に基づく諸計画等と調整を図りながら運用する。

2. 国民保護業務計画の修正

この計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。また、見直しに当たっては必要に応じて関係者の意見を求める。

第5節 用語の定義

この計画における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 武力攻撃 「事態対処法 第2条」

わが国に対する外部からの武力攻撃をいう。

2. 武力攻撃事態 「事態対処法 第2条」

武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

3. 武力攻撃予測事態 「事態対処法 第2条」

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

4. 武力攻撃事態等 「事態対処法 第1条」

武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。

5. 武力攻撃災害 「国民保護法 第2条」

武力攻撃により、直接または間接に生ずる人の死亡または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。

6. 緊急処理事態 「事態対処法 第25条」

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した

事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。

7. 国民保護措置 「国民保護法 第2条」

対処基本方針(政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針)が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定公共団体または指定(地方)公共機関が、法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置(対処基本方針が廃止された後に実施するものを含む。)をいう。

8. 緊急対処保護措置 「国民保護法第172条」

緊急処理事態対処方針(政府が定める緊急処理事態への対処に関する基本的な方針)が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、指定公共団体または指定(地方)公共機関が、法律の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急処理事態対処方針が廃止された後に実施する被害の復旧に関する措置を含む。)をいう。

9. 生活関連施設等 「国民保護法 第102条」

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼす恐れがあると認められるもの、またはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる施設として、武力攻撃事態等における国民保護法施行令第27条に規定する施設をいう。

10. 危険物質等 「国民保護法 第103条」

武力攻撃事態等において、引火もしくは爆発または空気中への飛散もしくは周辺地域への流出により、人の生命、身体または財産に対する危険性が生じる恐れのある物質(生物を含む。)で、武力攻撃事態等における国民保護法施行令第28条に規定するものをいう。

11. 武力攻撃原子力災害 「国民保護法 第105条」

武力攻撃に伴って、原子力事業所外へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。

12. 原子力事業者防災業務計画 「国民保護法 第105条」

原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)第7条第1項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。

13. 原子力防災管理者 「国民保護法 第105条」

原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。

第2章 実施体制

第1節 本店における実施体制

1. 対策組織

関西電力の本店（以下、「本店」という。）は、武力攻撃事態等に対処するための対策組織（以下、「対策組織」という。）を、次の区分により設置する。

なお、それぞれの対策組織の構成および構成班の分掌事項は別表1のとおりとする。また、武力攻撃事態により、本店が被災した場合の対策組織の活動拠点をあらかじめ定めておく。

区分	対策組織の名称
・国において、武力攻撃事態等の認定および対処基本方針が定められ対策本部が設置された場合 ・国の対策本部が設置されるまでに、関西電力の供給区域および生活関連等施設のある府県等において緊急通報の発令、退避指示および警戒区域の設定等の措置が講じられた場合 ・関西電力の施設および設備において、武力攻撃災害が発生した場合	国民保護対策総本部
・武力攻撃事態等の発生するおそれがある場合	国民保護警戒総本部

2. 対策組織の設置および閉鎖

（1）対策組織の設置は、次の各長が決定する。

対策組織の名称	決定権者
国民保護対策総本部	国民保護警戒総本部長 (同本部未設置時は、総務室を指導する副社長または常務)
国民保護警戒総本部	総務室長

（2）国において、武力攻撃事態等の認定および対処基本方針が定められ対策本部が設置された場合は、国民保護対策総本部を直ちに設置する。

（3）外部から弾道ミサイルが発射され、中部地方または近畿地方に着弾する可能性をJアラートまたは Em-Net で情報受信した場合は、国民保護警戒総本部を直ちに設置する。

（4）対策組織の長は、国の対策本部が閉鎖されるなど国民保護措置を実施する必要がなくなった場合は対策組織を閉鎖する。

3. 権限の行使

（1）対策組織を設置した場合、国民保護措置の実施に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

(2) 対策組織の長は、職務上の権限を行使して活発に対策活動を実施する。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。

なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。

(3) 対策組織の長等の権限保有者が、国民保護措置に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておく。

4. 動員

対策組織の長は、対策組織の設置後、あらかじめ定める対策組織要員の動員を指示する。

5. 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織を設置した場合の指令伝達および情報連絡の経路は、別表2のとおりとする。

第2節 地域における実施体制

関西電力の各支社が所管する地域（以下、「地域」という。）は、武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要ある場合には、支社長を本部長とする国民保護対策総本部を設置する等、本店に準じた対策組織を設置する。

第3節 社外機関との協調

1. 国、地方公共団体等との協調

関西電力は、国、地方公共団体および防災関係機関等と、平素から相互の連携体制の整備に努めるとともに、武力攻撃事態等において、国民保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期す。また、平常時は関西電力の担当箇所が府県の国民保護協議会等と、武力攻撃事態等が発生した場合は、本店および地域の対策組織が府県の対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が的確かつ迅速に実施されるよう努める。

(1) 国民保護協議会等への参加

関西電力は、国民保護協議会等に委員および幹事を推薦し参加させる。また、府県国民保護計画の作成等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2) 国の対策本部との協調

本店の対策組織の長は、国の対策本部長が実施する国民保護措置に関する

総合調整に協力するとともに、総合調整の結果に基づき、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。

2. 他電力会社等との協調

関西電力は、他電力会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、請負会社、電気工事店および隣接する企業等と協調し、電力、要員、資機材、輸送力等の相互融通等、武力攻撃災害時における相互応援体制を整備しておく。

第3章 平素からの備え

第1節 国民保護措置に関する教育・訓練

1. 教育

関西電力は、武力攻撃災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、外部有識者等による検討会・講演会等の開催、社内報への関連記事の掲載等により、従業員に対し、国民保護措置に関する教育を実施し、必要な知識の習得と意識の高揚に努める。

2. 訓練

関西電力は、国民保護措置を円滑に推進するため、国民保護措置についての訓練を適宜実施し、この計画が有効に機能することを確認する。その際は、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮する。また、国および地方公共団体等が実施する訓練に積極的に参加し、関係機関との連携を図るとともに、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

第2節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置

関西電力が所有する生活関連等施設の管理者は、関係府県知事から通知される施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点に基づき、生活関連等施設の安全確保に関する事前対策を定める。

第3節 情報の収集・連絡

関西電力は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況および被災情報等に関する情報を収集または整理し、関係機関等へ適時かつ適切に提供するための体制整備に努める。また、武力攻撃災害の発生時においても、情報の収集および提供を確実にを行うため、情報伝達ルート多重化および代行できる人員の指定等、情報収集の方法および連絡体制の整備に努める。

第4節 全般的な事前措置

1. 電力の安定供給機能の確保

関西電力は、電力の安定的な供給のため、電力施設および設備については、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替機能の確保に努める。

2. 通信設備の確保

関西電力は、武力攻撃災害時における情報連絡、指示および報告等の伝達手段を確保するため、必要に応じ、次の施設および設備の強化、整備を図る。また、携帯電話等の移動体通信機器の充実化など、情報連絡手段の多重化に努める。

①無線伝送装置

- ・マイクロ波無線等の固定無線施設および設備
- ・移動無線設備
- ・衛星通信設備

②有線伝送設備

- ・通信ケーブル
- ・電力線搬送設備
- ・通信線搬送設備、光搬送設備

③交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

④IPネットワーク設備

⑤通信用電源設備

3. 非常用電源設備の整備

関西電力は、事業所等の長時間停電に備え、国民保護措置の実施に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常電源回路の明示等を行う。

4. コンピュータシステムの整備

関西電力は、国民保護措置の実施に必要なコンピュータシステムについて

は、爆破に対する耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備に努める。

5. 水防・消防に関する施設および設備等

関西電力は、被害の低減を図るため、法に基づき、次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

①水防関係

- ・ダム管理用観測設備
- ・ダム操作用の予備発電設備
- ・防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- ・排水用のポンプ設備
- ・各種舟艇および車両等のエンジン設備
- ・警報用設備

②消防関係

- ・燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ・化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ・消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- ・各種消火器具および消化剤
- ・火災報知器、非常通報設備等の通信施設および設備

6. 石油等の流出による災害を防止する施設および設備等

関西電力は、被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設および設備の整備を図る。

①防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器

②油回収船

③オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等資機材

7. その他災害復旧用施設および設備

関西電力は、被害を受けた電気設備の復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電所設備等を整備しておく。

8. 復旧用資機材等の確保、整備および備蓄

(1) 復旧用資機材等の確保

関西電力は、武力攻撃災害に備え、自然災害に対する既存の予防措置を有効に活用し、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材等の輸送

関西電力は、復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材等の整備点検

関西電力は、復旧用資機材等の数量を常に把握しておくとともに、整備点検を行い、武力攻撃事態等に備える。

(4) 復旧用資機材等の広域運営

関西電力は、復旧用資機材等の保有を効率的に行うとともに、武力攻撃災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、日本原子力研究開発機構、広域機関等と復旧用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

関西電力は、防災のための備蓄と相互に兼ねることができるよう食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

武力攻撃災害時における仮置場の借用交渉は難航が予想されるため、関西電力は、あらかじめ公共用地等の候補地について、関係する地方公共団体の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第4章 武力攻撃事態等への対処

第1節 通報・連絡

1. 通報・連絡の経路

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に必要な情報連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、関西電力における通報・連絡の経路は別表2のとおりとする。

2. 通報・連絡の方法

別表2に基づく通報・連絡は、第3章第4節第2項「通信設備の確保」に示す設備および電気通信事業者の回線を利用して行う。

第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡

1. 情報の収集、報告

関西電力において対策組織を設置した場合、地域の対策組織の長は、次の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに本店の対策組織の長に報告する。

①武力攻撃事態等の状況

②電力施設等の被害状況および復旧状況

- ③停電による主な影響状況
- ④復旧用資機材等、復旧要員、食糧等に関する事項
- ⑤従業員、見学者等の被災状況
- ⑥その他武力攻撃災害に関する情報

なお、⑤従業員、見学者等の被災状況は、個人に関する情報であることもかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを徹底するとともに、安否に関する情報の管理を徹底する。

2. 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および独自に国、地方公共団体、警察、消防、請負会社等から収集した情報を集約し、総合的な被害状況の把握に努める。

なお、収集した被害情報等は、本店の対策組織の長が所管官庁へすみやかに報告する。

3. 通話制限

対策組織の長は、武力攻撃災害時の保安通信回線を確保するため、必要と認めたときは、通話制限等の必要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により、通話制限等の必要な措置を講ずる。

第3節 武力攻撃災害時における広報および情報提供

1. 広報活動

関西電力において対策組織を設置した場合、電力施設の被害状況および復旧状況等について、すみやかな情報公開に努めるとともに、断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項についての広報もあわせて行う。

- ①電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに関西電力の事業所へ通報すること。
- ②断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ③屋外に避難する時は、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ④浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、必ず電器店等で点検してから使用すること。
- ⑤その他事故防止のため留意すべき事項。

なお、国の対策本部が設置された場合は、国および地方公共団体等に連携

協力し、国の対策本部を中心とした広報活動に協力する。

2. 広報の方法

対策組織の長は、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネット等を通じて広報を行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

第4節 要員の確保

1. 対策組織要員の確保

関西電力において対策組織を設置した場合、対策組織要員は、すみやかに所属する対策組織に出動する。

2. 復旧要員の広域運営

関西電力は、他電力会社、電源開発株式会社、広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

第5節 復旧用資機材等の確保

関西電力は、国民保護措置の実施のために必要な物資および資材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資および資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給または調達ができる体制を整備しておく。

1. 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

①現地調達

②対策組織相互の流用

③他電力会社等からの融通

2. 輸送

復旧用資機材等の輸送は、原則として、関西電力があらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

3. 復旧用資機材等の置場等の確保

対策組織の長は、武力攻撃災害時において、復旧用資機材等の置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合、関係府県の対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

第6節 国、地方公共団体、自衛隊等の応援要請

対策組織の長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備または物資の確保について応援を要請する。また、被害が極めて大きく、管内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合は、被害地域の府県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請をするよう求める。

関西電力が所有する生活関連施設等の管理者が、当該生活関連等施設の安全確保措置の要請に応じて、必要な措置を講じる場合には、府県警察、消防機関その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全確保のための必要な支援を要請する。

第7節 生活関連等施設の安全確保措置

1. 生活関連等施設に共通する安全確保措置

(1) 武力攻撃事態等における対応

関西電力が所有する生活関連等施設の管理者は、府県知事または生活関連等施設の所管省庁から、安全確保措置を講じるよう要請を受けた場合は、必要な措置を実施する。

(2) 生活関連等施設の立入制限区域の指定への協力

関西電力が所有する生活関連等施設の管理者は、府県知事からの要請に基づき、府県公安委員会または海上保安部長等から、生活関連等施設およびその周辺の区域の安全確保が必要となり、立入制限区域の指定を受けた場合は、これに協力する。

2. 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置

関西電力が所有する生活関連等施設のうち危険物質等の取扱者は、前項の措置のほか、武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置として、国および地方公共団体から危険物質等の取扱所の全部または一部の使用停止もしくは制限等の命令を受けた場合は、当該措置を的確かつ迅速に実施する。

3. 石油コンビナートに立地する火力発電所等の安全確保措置

関西電力が所有する石油コンビナート等特別防災区域内の火力発電所等の長

は、第1項の措置のほか、石油コンビナート等特別区域内の特定事業者として、防災業務計画に準じた措置を行う。また、武力攻撃災害が発生した後は、すみやかに周辺の事業所と協力し、被害の拡大防止に努める。

第8節 武力攻撃原子力災害への対処

1. 武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外）

関西電力は、原子力発電所に対して、生活関連等施設としての安全確保措置を講じるほか、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置については、原子力事業者防災業務計画の定めと同様の措置を講じることを原則とし、具体的な実施措置は以下のとおりとする。

- ・ 国民保護法第105条第1項の規定による、武力攻撃に伴って放射性物質または放射線が原子力発電所外へ放出され、または放出されるおそれがある場合の原子力防災管理者の通報等の措置
- ・ 同条第13項の規定が準用する原災法の規定に基づく原子力事業者の応急措置、応急対策および事後対策に関する措置
- ・ 福井県国民保護計画「第6章 原子力発電所の武力攻撃災害への対処／第3節 武力攻撃原子力災害発生時等の通報等および実施体制の確立／第1 原子力発電所における武力攻撃の兆候の通報等／1 原子力発電所長等が行う通報」に関する措置

なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点にも留意する。

（1）体制の整備

原子力発電所の安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、障壁の設置等人の侵入を阻止するための措置に関すること、施設の巡視および監視に関すること等についてあらかじめ定めておくなど、警戒態勢に関する所要の措置を講ずる。また、武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速にモニタリングの実施または支援を行うことが出来る体制の整備に努める。

（2）活動体制の確立

施設の状況やモニタリング情報の把握等、常時、継続的に必要な情報共有と関係機関が行う応急対策について、オフサイトセンター等へ職員を派遣し、必要な調整を行う。

なお、派遣された職員は、現地に派遣されている政府関係者および専門家等が行う現場での情報の収集および分析等に協力する。

(3) モニタリングの実施

通報・連絡を行った後においても、安全の確保に留意しつつ、敷地境界等における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設等からの放射性物質等の放出状況および放出見通し等の情報を、原子力事業者防災業務計画の定め例により連絡する。

(4) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

避難または一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査および簡易除染の実施について、地方公共団体からの要請に応じ、原子力事業者防災業務計画の定め例により行う。

2. 原子力発電所の運転停止

関西電力は、武力攻撃原子力災害に対する原子力発電所の運転停止に関して、次の事項を実施する。

(1) 武力攻撃事態等における措置

- a. 武力攻撃事態等において、地域を定めて警報が発令された場合、対象地域内にある原子力発電所は、直ちに代替電力の確保について関係箇所と調整するなど、原子炉の運転停止に向けての必要な措置を講ずる。また、地域を定めずに警報が発令された場合は、全ての原子力発電所において、直ちに原子炉の運転停止に向けての必要な措置を講ずる。
- b. 武力攻撃事態等において、原子力規制委員会から原子炉運転停止命令が発令された場合は、原子炉の運転を停止する。また、福井県知事から運転停止等適切な措置の要請を受けた場合は、原子炉の運転停止に向けて必要な措置（国との調整など）を講ずる。
- c. 突発的に武力攻撃が発生した場合等、特に緊急を要する場合は、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令または福井県知事からの運転停止等適切な措置の要請等に関係なく、平時における緊急時対応マニュアル等に基づき、自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止する。

(2) 原子力発電所運転停止の際の電力供給の確保

原子炉の運転停止に当たっては、国（資源エネルギー庁、原子力規制委員会）と相互に緊密な連絡を取りつつ、事態の状況を把握するとともに、原子炉の運転停止に備え、電力供給の確保のための準備を行う。また、原子炉の運転を停止したときは、必要に応じ、電力融通の実施、代替電源の立ち上げ、需給調整契約の発動等の措置を講ずる。

(3) 配慮すべき事項

原子炉の運転停止に当たっては、原子炉の運転停止に際しての施設および運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、国の一元的な指揮の下で相互に緊密に連携した対応を行う。

第9節 電力の安定供給に関する措置（国民生活の安定に関する措置）

対策組織の長は、武力攻撃事態等における生活基盤の確保のため、この計画に定める電気を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を実施する。

なお、原子力発電所等の運転を停止したときは、必要に応じ、電力融通の実施、代替電源の立ち上げ、需給調整契約の発動等の措置を講ずる。また、国（内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会）から原子炉の状態および代替電力の確保状況等について報告を求められた場合は、これにすみやかに応じる。

電気事業法の規定に基づく業務の改善命令、供給命令等を受けた場合は、その措置を実施する。

第10節 応急の復旧

対策組織の長は、武力攻撃災害が発生した場合において、国民保護措置に従事する者の安全の確保をしたうえで、その管理する施設および設備の被害状況等について、緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

第5章 武力攻撃災害の復旧に関する措置

第1節 復旧に関する措置

対策組織の長は、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を講ずる。

なお、復旧に当たっては、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

第2節 復旧計画

地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定するとともに、本店の対策組織の長にすみやかに報告する。報告を受けた本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長に対し復旧対策について必要な指示を行う。

- ①復旧応援要員の必要の有無
- ②復旧要員の配置状況
- ③復旧資機材等の調達
- ④復旧作業の日程
- ⑤仮復旧の完了見込み
- ⑥宿泊施設、食糧等の手配
- ⑦その他必要な対策

第3節 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、武力攻撃等の状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、流通設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他の重要施設を原則として優先的に供給する。

第6章 緊急対処保護措置の実施

第1節 緊急対処保護措置の実施

関西電力は、緊急対処保護措置について、第1章から第5章に定める国民保護措置に準じた措置を実施するものとする。

(別表 1)

1. 対策組織の構成

対策組織の名称	本部長	構成班
国民保護対策総本部	社長	発電班、お客さま対応班、共通班、流通チーム※1
国民保護警戒総本部	総務室長または被災のおそれがある設備を所管する関係室長等（送配電カンパニーの防災業務を所管する担任含む）	発電班、お客さま対応班、共通班、流通チーム※2

※1 送配電カンパニー国民保護対策本部が流通チームとして参画する。

※2 送配電カンパニー国民保護警戒本部が流通チームとして参画する。

2. 構成班の分掌事項

班	分掌事項
発電班	自社需要に対する供給力確保 火力燃料の備蓄・管理 各発電設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立 発電所、ダムの安全確保措置 原子力発電所に係る事故影響の評価、原子炉の運転停止 危険物質等の使用制限に伴う対応 所轄官庁（経済産業省、文部科学省、国土交通省等）に対する報告
お客さま対応班	お客さまへの対応
共通班※1	対策組織要員の召集、対策組織の設営・運営 行政（危機管理箇所）・社外防災機関との連携（要員派遣を含む。） 情報通信システムの災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立 復旧用資材の確保 食料、飲料水等の生活物資の確保・輸送 従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握 資金の確保、出納、被害額、復旧概算額の把握、対策費用の経理審査 社外報道機関への対応 生活関連等施設の安全確保に関する支援要請 他の班に属さない事項

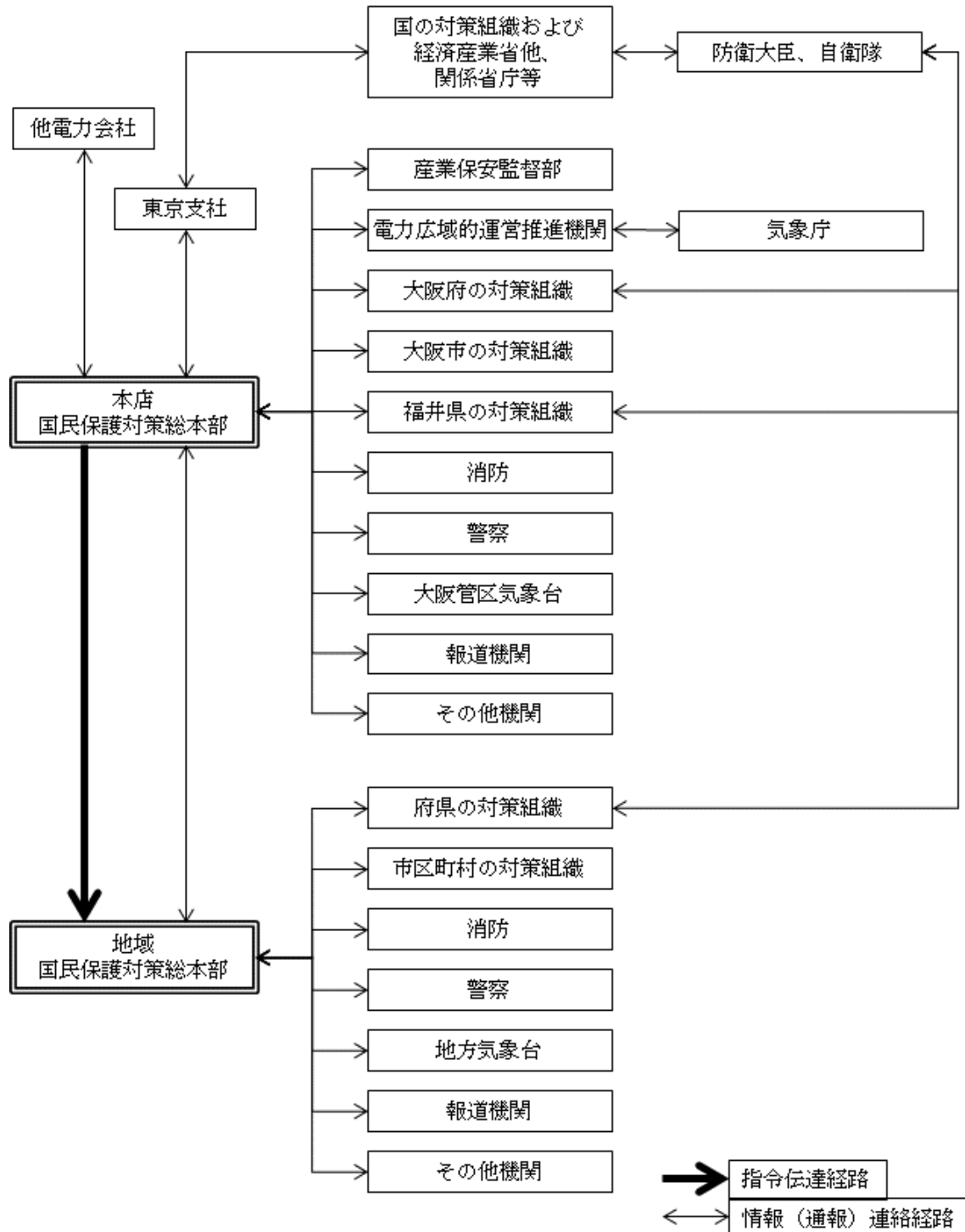
流通 チ ーム ※ 2	設備班	送電、変電、配電、制御および電力保安用通信設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立 エリア内需給バランスの検討および対応、電力広域的運営推進機関との需給調整 変電所の安全確保措置 所轄官庁（経済産業省、総務省等）に対する報告
	お客さま対応班	エリア需要家等への対応（小売電気事業者および発電事業者等への対応を含む。）
	共通班	対策組織要員の召集、対策組織の設営・運営 行政（危機管理箇所）・社外防災機関との連携（要員派遣を含む。） 気象情報の把握 情報通信システム（送配電）の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立 復旧用資材の確保 食料、飲料水等の生活物資の確保・輸送 従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握 被害額、復旧概算額の把握、対策費用の経理審査 社外報道機関への対応 生活関連等施設の安全確保に関する支援要請 他の班に属さない事項

※1 共通班は流通チームの共通班と密に連携する。その他の班も必要に応じて連携する。

※2 行為規制に関わる事項は流通チームが決定する。

(別表2)

指令伝達、情報（通報）連絡経路



※国民保護対策総本部の例。他の対策組織についてもこれに準ずる。